

飲食店の感染防止対策を支援します！



飲食店が実施する新型コロナウイルス感染防止対策用品の整備等に要する経費について補助します。

1 補助対象者

県内飲食店を経営する事業者

※飲食店とは、食品衛生法に基づく営業許可証(飲食店又は喫茶店、菓子製造業に限る)を取得している施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設

対象施設(○)と対象外施設(×)の例示

対象施設の例(○)	対象外施設の例(×)
食堂、レストラン、料理店、カフェ、喫茶店、焼き肉屋、居酒屋、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケ店、ゴルフ場・温泉施設等内のレストラン、イートインスペースがある洋菓子店・パン屋 等	デリバリー・テイクアウト専門店、スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース、宿泊施設内にある宿泊施設直営の飲食店、一般客が利用できない学校給食・病院給食・社員食堂 等

※あくまでも例示であり、施設の営業形態等によって対象となるかが異なる場合があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

2 補助内容

- 補助対象経費 感染防止対策物品の購入費等
 - 補助率 10/10以内
 - 補助額 1店舗あたり上限10万円

補助対象経費の詳細は裏面に記載しています

3 申請期間

申請期間を延長しました！

令和3年7月1日(木)から令和3年~~9月30日(木)~~まで(当日消印有効)
12月28日(火)まで

4 申請書等の入手方法

鹿児島県庁ホームページ
本庁・出先(県庁商工政策課、各地域振興局・支庁総務企画課、支庁事務所総務担当課(係))

※申請期間内においても、補助金交付決定額が予算額に達する目処が立った時点で受付を締切ることがあります。感染防止対策用品の整備等を行ったら、速やかな申請をしてください。

5 申請書の提出方法

郵送のみ(簡易書留又はレターパック)

※1事業者が複数店舗経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。(原則、1事業者あたり申請は1回まで)

※9月30日までに申請した事業者で1店舗あたり補助限度額10万円に達していない場合、その差額の範囲内で1回のみ追加申請ができます。

申請・
問い合わせ
先

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局

コールセンター:099-201-3241(9:00~17:00/土日祝除く)

住所:〒892-0825 鹿児島市大黒町1-3 プラザ鹿児島ビル3階-1

鹿児島県 飲食店感染防止対策強化支援事業 **検索**

県庁HP



補助対象経費

補助対象期間を
延長しました!

飲食店の新型コロナウイルス感染防止対策の強化に要する、次表に掲げる経費
(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)のうち、
令和3年4月1日から令和3年~~8月31日~~までに購入し、代金を支払ったもの。
12月28日(火)まで

補助対象経費一覧 (設置に伴う施工費、運搬費も対象になります。)

分野	対象品目
①消毒費用	手指消毒用の消毒液ディスペンサー、 物品・設備の清拭消毒の際に使用する消毒液用のスプレー(霧吹き)※1、 次亜塩素酸水生成器、 消毒液(高濃度エタノール製品(60%以上)等※2)、 足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	マスク、ゴーグル、フェイスシールド
③飛沫対策費用	アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、 防護スクリーン、パーティション、カラーコーン、コーンバー、 ベルトパーティション
④換気費用	換気扇、サーキュレーター、扇風機、 空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過式で風量5m ³ /min程度以上)、 二酸化炭素濃度センサー、換気用設備一式(網戸、換気窓、排気ダクト等)
⑤その他 衛生管理費用	体温計(非接触式)、サーモカメラ、コイントレー、自動券売機

※1. 申請期間延長に併せて、「①消毒費用」の「対象品目」の表記を変更しています
(詳しくは県HPのQ&A集をご確認ください)

※2. 「厚労省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に掲載されている消毒液
(高濃度エタノール製品(60%以上)、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水)

次の経費は補助対象となりません

中古品、自社内部の取引・個人間の取引・オークションによる購入、自作した物品
の材料費、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手
形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が適当ではないと判断した経費